

情報公開の実施に関する規程

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第 13 号

最新改正 平成 29 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。)に基づく手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(情報公開窓口)

第 2 条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)の保有する法人文書の開示請求者に対する情報の提供や開示請求者の利便を図るため、本部総務部総務課、大阪本部事業推進課、アジア経済研究所研究企画部研究企画課及び貿易情報センター(以下「事務所等」という。)に情報公開窓口を置く。

2 情報公開窓口においては、次の各号に掲げる事務を行う。

一 機構の保有する法人文書について、開示請求に関する相談及び案内並びに情報提供に関すること。

二 法人文書ファイル管理簿の閲覧に関すること。

三 機構の保有する法人文書の開示請求書の受付事務に関すること。

四 当該事務所等が保有する法人文書の開示の実施に関すること。

五 当該事務所等における情報公開に係る事務の調整に関すること。

3 本部における情報公開窓口では、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる業務を行う。

一 機構の保有する法人文書の開示の実施に関すること。

二 機構の情報公開に係る総合的な調整に関すること。

4 情報公開窓口の設置場所その他の細目については、別に定める。

(主管課等)

第 3 条 開示請求者が必要とする情報や開示請求の対象である法人文書を保有する課等(法人文書管理規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第 19 号)第 2 条第 1 項第五号に規定する課等をいう。以下「主管課等」という。)は、次の各号に掲げる事務を行う。

一 法人文書の検索及び特定に関すること。

二 行政機関、独立行政法人等への事案の移送に関すること

三 法人文書の開示決定等の期限の延長事務に関すること。

四 法人文書の開示決定等に係る第三者に対する意見の聴取事務に関すること。

五 法人文書に係る開示決定等及び開示請求者に対する連絡事務に関すること。

六 法人文書の開示の実施事務に関すること。

七 法に基づく異議申立て等に関すること。

(法人文書の開示の実施の方法)

第4条 次の各号に掲げる文書又は図画は、それぞれ各号に定めるものをもって閲覧に供する。

一 文書又は図画（次号から第三号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該の文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号に規定するもの）

ニ 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

三 スライド

当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ各号に定める方法とする。

一 文書又は図画（次号から第三号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（ロ又はハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 スライド

当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録については、それぞれ各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスクは次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のもの。別表の四の項口において同じ。）に複製したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスクは次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のもの。以下同じ。）に複製したものの交付

三 電磁的記録（前二号に該当するもの又は映画フィルムを除く。）

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の六の項口において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複製したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したものの交付
（手数料の額等）

第 5 条 法第 17 条第 1 項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）

開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）

開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかの方法によって納付しなければならない。

一 機構が指定する銀行口座又は郵便貯金口座への振込み

二 開示請求受付窓口へ直接来訪して請求する場合にあっては、現金による納付

4 前項第一号の場合において、開示請求者は、銀行口座又は郵便貯金口座への振込み票を、提出若しくは郵送する開示請求書に添付しなければならない。

5 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送料は、原則郵便切手で納付する。

（手数料の減免）

第6条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第244号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除する。

（規程の閲覧）

第7条 この規程は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、情報公開窓口に係る作業、一般の閲覧に供する。

（内規の制定）

第8条 大阪本部、アジア経済研究所及び国内外事務所（法人文書管理規程第2条第1項第五号へで規定する国内外事務所をいう。）は、その所掌する情報公開の事務に関し、理事長の承認を得て、内規を定めることができる。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 (二の項、三の項 又は七の項に該当)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに580円を加えた額

するものを除く。)	ハ 複写機により複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円 (A3以下・モノクロ)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき10円 (A3以下・カラー)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203mm、横254mmのものについては、520円）に12枚までごとに580円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	FD1枚につき20円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき40円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき70円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
ニ 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm、横254mmのものについては、430円）
三 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203mm、横254mmのものについては、1,300円）

四 録音テープ 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430 円
五 ビデオテープ 又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 540 円
六 電磁的記録 (四の項、五の項 又は七の項に該当 するものを除 く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルごとにつき 370 円
	ハ 用紙に出力したものの交付 (二に揚げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
	ホ FDに複写したものの交付	1 枚につき 20 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	1 枚につき 40 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	1 枚につき 70 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	七 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴
ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付		16mm 映画フィルム 30 分 : 15,000 円 60 分 : 18,000 円

		<p>10分毎に3,000円を加算</p> <p>35mm 映画フィルム</p> <p>30分：18,000円</p> <p>60分：25,000円</p> <p>10分毎に4,000円を加算</p>
<p>備考 一の項ハ、二、六の項ハ、二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。</p>		